

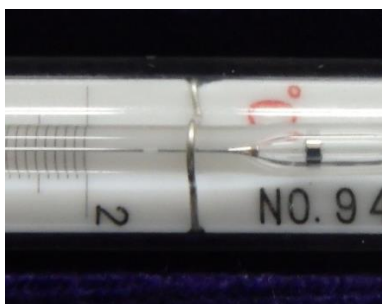
基準ガラス製温度計の運送時の梱包について

国立研究開発法人産業技術総合研究所
計量標準総合センター (NMIJ)
工学計測標準研究部門 計量器試験技術グループ

基準器検査申請の際に宅配便等により送付された基準ガラス製温度計の一部にガラスの破損、液切れ等により申請が受理できないものがあります。

申請にあたり検査器物を送付される方は、梱包時に以下の点をご留意いただき送付の準備をお願いいたします。

- 1) 破損、液切れ等（以下「破損等」）の有無を確認してください。（下記 例示参照）
- 2) ガラス製品で、精密機器であることから十分注意して下さい。運送業者にも十分注意するようご指示ください。



例) 液切



例) ガラス破損

また、基準ガラス製温度計の梱包方法の一例を下記に示させていただきますので送付の際のご参考にしてください。

ただし、この方法により破損等を防げるものではないことをご承知ください。当所での開梱の際に検査器物が破損等していた場合は、直ちに発送者（申請者または代理人）へ連絡いたします。

なお、当所では、運送による破損の責任及び運送業者との破損交渉は一切行いませんので、ご了承下さい。

① 保管用ケースの取り扱い

保管用ケースは、ガラス製温度計の保管用のものであり、このケースにより輸送を行う際には、ケース内でガラス製温度計が遊動しない措置（緩衝材等を用いる）を講じることによりガラス製温度計の破損が妨げられる可能性があります。



例) スポンジ使用



例) ゴム管使用

また、上記措置を講じたとしても以下のような梱包での輸送は、破損の可能性が高いことから望ましくありません。



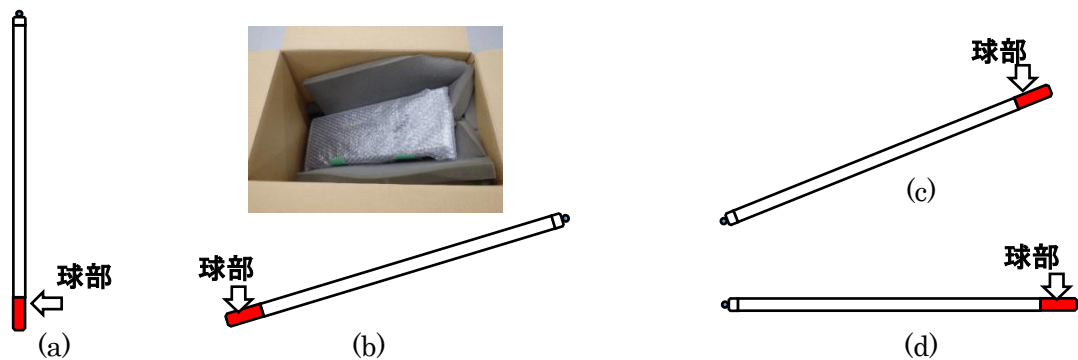
例) 保管用ケース+緩衝材のみ

② 梱包

①の措置を講じていただき、保管用ケースを輸送用の容器（段ボール等）に梱包する。

この際、容器内には保管用ケースが容易に遊動しないよう、十分に緩衝材による措置を講じてください。

また、梱包の際には基準ガラス製温度計の球部（感温液だまり）の位置が下方（下図(a)、(b)）になるように設置してください（球部の位置が上方（下図(c)）・水平（下図(d)）の場合、液切が生じる可能性があります）。



輸送用の箱に詰め、箱内で遊動しないよう隙間に緩衝材を施す。

以上